

第16回京都市路上喫煙等対策審議会（摘録）

1. 開催日時 平成30年12月20日（木） 午前10時～正午
2. 会場 アーバネックス御池ビル西館4階 消費生活総合センター会議室
3. 次第
 - (1) 報告案件
 - ・これまでの路上喫煙対策の取組について
 - ・健康増進法の改正について
 - (2) その他
4. 概要 主な意見は下記の通り

記

○委員

- ・ 四条通南側の開智学区内では、旅行者の路上喫煙が増えており、下水の排水溝に吸殻を捨てている。その旅行者は、路上喫煙禁止ということを知らないのではないかと
思う。
- ・ 旅行者が路上喫煙禁止を知らないと思われるツアー等の団体旅行であれば、出発の
段階で周知徹底するのが良いと思う。
- ・ 吸殻が落ちていたり、つい吸ってしまう人がいるので、毎朝掃除をしているが、ほ
とんどが外国人旅行者であり、周知を徹底してもらいたい。

●事務局

- ・ 路上喫煙が禁止であることを知らない外国人旅行者も多く見受けられるため、更な
る周知を図りたい。
- ・ これまでも、フリーペーパーやホームページでの周知、関西国際空港でのチラシの
設置等、啓発に努めているが、十分とは考えていないので、あらゆる手段で、京都市
は路上喫煙禁止というワードの周知を進めていきたい。

○委員

- ・ 過料処分件数のうち、外国人観光客の割合はどのくらいか。
- ・ 過料徴収を行う際に、その趣旨を説明する必要があると思うが、過料徴収を行う路
上喫煙等監視指導員は、日本語以外の他言語は話せるのか。

●事務局

- ・ 今年度の現時点で、過料処分件数における外国人観光客の割合は約40%である。

- ・ 路上喫煙監視指導員は9名いるが、他言語は習得していない。多言語の問答集を携帯させ、説明している。

○委員

- ・ 過料はどのような形で徴収しているのか。

●事務局

- ・ 路上喫煙を現認すれば、現場で条例の趣旨を説明し、その場で1,000円の過料を徴収している。

○委員

- ・ 現金を持たれていない場合はどうするのか。

●事務局

- ・ 基本は現金をいただくようにしているが、持っていない場合は、納付書を発行している。

○委員

- ・ 外国人観光客では、それは不可能ではないか。どういう形で外国人観光客に納付書を渡しているのか。

●事務局

- ・ その場で現金での徴収を徹底しており、過去に外国人観光客に納付書を発行した事例はない。

○委員

- ・ 路上喫煙をされた方は、過料を払って一刻も早くこの場から離れたいという認識の方が多いのだと思われる。

●事務局

- ・ 過料については、99%現金で徴収している。現金を所持していないという方のみ、例外的に納付書を発行している。
- ・ 外国人の過料処分件数については、平成27年度から28年度にかけて約500人とピークを迎え、以降は減少しており、昨年度は349人である。しかし、全体の過料処分件数が減少している中で、外国人の占める割合は、当初の5%程度から現在では約40%と増加している。
- ・ 本市としては、先ほど御説明した他言語の問答集の他、最近では高性能な翻訳機械もあり、そういったものも利用可能か調査研究中である。外国人観光客は増加しているので、京都市は全域で路上喫煙が禁止であるというルールを知ってもらうことが重要である。

○委員

- ・ これまで、過料を徴収する際に、トラブル等はなかったのか。

●事務局

- ・トラブルは少なからずあり、例えば、その場から逃げていく、口論になる、場合によっては警察を呼ぶケースも稀にある。指導員には、周囲の方々も含め、安全に配慮しながら、指導や過料処分を行わせている。

○委員

- ・外国の方にも低姿勢で丁寧に、文書等を渡せばいいと思う。

●事務局

- ・外国人観光客とのトラブルはあまりない。

○委員

- ・健康増進法に関連した取組をされているが、我々としては、ポイ捨ての禁止や、街の美化も大切にしたい。資料を見る限りでは、環境政策局との連携が見受けられないように感じる。

●事務局

- ・ポイ捨てについては、環境政策局とも情報共有しながら、対策を実施していきたい。街の美化も含め、環境政策局とも、さらに緊密に連携を図っていきたい。

○委員

- ・京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例第1条に定める「条例の目的」にあるように、路上喫煙による身体及び財産への被害の防止及び健康への影響という観点から、当条例は制定されている。街の美化という観点から条例を制定している自治体もあるが、京都市の条例はそうっていない。しかしながら、環境政策局との連携は非常に重要な御指摘であり、しっかり検討していただきたい。

○委員

- ・喫煙場所の今後の在り方について、資料にある喫煙場所の利用人数1時間あたり220人はとても多い数である。そうして見ると現状の喫煙スペースが少し小さいと感じる。喫煙スペースからはみ出して、指導を受けることもあると思う。現在、18箇所に喫煙場所を設置されているが、利用頻度の高い場所については、スペースを広くしたり、更に喫煙場所を増やすことで、ポイ捨てや、外にはみ出して指導を受けるといったことがなくなるのではないか。
- ・実際にどのくらいの人が18箇所の喫煙場所について正確な位置を把握しているのか疑問である。旅行者が京都に訪れた際、喫煙場所がわかるマップ等を、手元に渡すようになればいいと思う。

●事務局

- ・利用者数については、前回の審議会で御意見をいただき、調査を行った。結果を確認し、私共も多いなという感想を持っている。利用者がこれだけいると、どうしても

朝の通勤や夕方の帰宅の時間帯は、人が集中し、はみ出してしまいう状況が見受けられる。それに対する厳しいご意見も頂戴している。可能な場所に関しては、対策を講じていきたいと考えており、既に現在、JR山科駅前とJR桂川駅前の喫煙場所については、拡張する方向で調整を進めており、年内には完成予定である。

- ・ 喫煙場所が分からないということについては、京都駅八条口で、喫煙場所への誘導サインを設置する等の取組を行ってきた。今後も、マップ等も含め、様々な機会をとらえて、周知を図っていきたい。

○委員

- ・ JR山科駅前喫煙場所の前をよく通るが、パーティションで囲われているものの、結局外の空気とつながっているため、朝の通勤時間帯等で、多くの方が利用すると、煙がかなり漏れている。健康増進法の改正等、受動喫煙対策として、若年者のために、分煙や、屋外への煙の流出の防止が進んでいる中、許容されるのか心配である。予算的に厳しいかもしれないが、今後、スペースを広げるとともに、煙等の対策も検討していただきたい。

●事務局

- ・ 11月9日付で厚生労働省から通知文が送られており、屋外の喫煙場所については煙が漏れ出ないようにコンテナ型や、パーティション型等の具体例が提示されている。委員の御意見と同様の投書はたくさんいただいている。コンテナ型については、防犯上の危険性や、火災の懸念等、様々な面を検討しなければならない。他都市の状況も見ながら、京都らしい喫煙場所のあり方を検討してまいりたい。

○委員

- ・ 海外では、旅行に行った際、観光バス等で最初に、規則に違反した場合の罰金の説明がなされる。過料徴収するのであれば、観光会社等とそういった仕組み作りを考えていかなければならないのではないかと。現在、京都市では、路上喫煙以外にも、食べ歩きや花街での写真撮影等も禁止されており、今後も同じような禁止項目がどんどん出てくると思う。そうすると、バス会社や観光会社が、あらかじめ客に説明するという仕組みを作った方がよい。場所によっては、禁止項目がたくさんあって同じような標示が存在し、目立たなくなっている。こうしたことを、旅行ガイドが説明できるようにしてもらおう。旅行ガイドの教育方法を改めてもらうべきではないかと思う。ヨーロッパでは、それが普通になっている。

●事務局

- ・ おっしゃるとおり、海外の方も含め、多くの方が観光バスやタクシーで来られている。事業者には、旅行者に周知徹底していただく旨の依頼をしていきたい。

○委員

- ・ 「京都のトリセツ」に、掲載されているような内容がどんどん増えてくるだろうなという感じはある。どの程度徹底されるのかというところではないか。

●事務局

- ・ 花見小路では、観光客が何百人も、舞妓さんを目当てに写真を撮りに来られ交通渋滞になる等、京都市内の様々な観光地で、様々な事情を抱えていると思うので、しっかりと情報共有をしていく。観光担当部署と連携を図りながら、調査研究していきたい。

○委員

- ・ 啓発の一つにホームページがあるが、ホームページだと相手がページを開いてくれないといけない。こちらから能動的に情報を発信する手法として、LINE やフェイスブック等の SNS がある。
- ・ 京都市のホームページを見てもわかりにくいし、外国人は見ないと思う。SNS であれば、こちらから発信が可能で、さらに拡散していく。SNS を活用するのも一つではないかと思う。

●事務局

- ・ SNS は現時点では行っていないが、情報の発信ツールとして、有効な手段であると認識しており、検討していきたい。

○事務局

- ・ 例えば、公式ツイッターで、そのページに誘導したり、路上喫煙禁止をアナウンスするのは、とても有効だと思う。

○委員

- ・ 市民レベルや地方行政等の取組は非常に大事だが、JT の協力を得て、例えば、煙草のパッケージの啓発文言の記載や、喫煙場所の案内、京都市の路上喫煙禁止の周知などを協力いただけるのではないか。

●事務局

- ・ JT とは常に情報交換しており、企業の社会的貢献として、喫煙場所の設置等に御協力いただいている。その他、どのような協力があるのか、どういう方法が適切なのか、それが路上喫煙の抑制につながるのか。様々な方法があると思うので、JT と協議させていただきたい。

○事務局

- ・ 先ほどの健康増進法の御説明の中で、喫煙中止命令が可能になっているが、例えば、京都市内の過料徴収区域内にある学校の校門の前で煙草を吸っている人がいるという場合には、健康増進法による喫煙中止命令と路上喫煙禁止条例による過料処分が並存

することになるのか。

●事務局

- ・ 健康増進法が対象とするのは、屋内と敷地内である。敷地内まで規制対象となるのは学校や病院等の「第一種施設」と区分される施設であり、それ以外の施設に関しては、敷地内に関する規制が及ばない。

○委員

- ・ 健康増進法に基づく指導や命令等があるが、路上喫煙等監視指導員がそれを行うということは予定されていないのか。

●事務局

- ・ 予定していない。